



社労士のつぶやき(92) いわゆる2024年問題その2 建設業の災害特例(労基法第33条)

「一億総活躍社会」今となっては懐かしい響きですが、このスローガンの下で内閣府に働き方改革実現推進会議が設置されたのは、2016年9月のことでした。推進会議の提言を受けて労働法は急ピッチで改正され、罰則付きの残業規制は19年4月に施行されています。しかし、専門性が高く慢性的に人手不足で、厳しい期日や顧客の要望に応えねばならず、キツくて代替要員が容易に見つからない業種に対して5年間の猶予が定められました。それが建設業、自動車運送事業、そして医師の3業種です。4月、その5年の猶予が切れました。それが「2024年問題」です。日本の労働者は、この3業種だけで建設業約492万人、自動車運送業約317万人、医師約33万人が従事しており、就業人口6,500万人のうち約13%を占めています。また産業規模もそれぞれ年間で約50兆円、約30兆円、約42兆円に上り、合計すると日本の国家予算を優に超えるのです。「2024年問題」とは、日本経済の根底の産業を支える労働者の課題に直接手をつけるという問題でもあります。

以前、本欄では自動車運送事業について取り上げましたので、今回は建設業についてつぶやいてみます。

●災害特例

前述した通り、建設業には24年4月から罰則付き残業規制が適用されることとなり、他業種と同様に原則として月45時間・年360時間以内、例外的に月平均45時間以上80時間未満まで可(年2~6回まで)、月100時間以上には罰則、となりました。しかし、ご承知の通り建設業は慢性的に人手不足が続いています。元日に発生した能登半島地震で倒壊した建物の公費による解体作業が始まっていますが、石川労働局によると、昨年12月時点で建設業の求人倍率は既に17倍以上に達しており、撤去は来年秋までかかる見通しです。加えて1年後には大阪万博があります。残業規制はそんな状況下で行われるのです。厚労省もこれらの状況を見越しているのか、最新のパンフレット「建設業 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」で、災害が発生した場合の残業上限の適用除外(労基法第33条)を詳しく説明しています。これは、災害時の緊急対応だけでなく、それに伴う解体作業やインフラ復旧整備の業務ならば、会社が届け出れば上限適用が除外されるという内容です(33条特例)。もちろん労基署による調査はありますが、当面はこのような特例を使って凌ぐことになるでしょう。人手不足に特効薬は無いと分かっているかもしれませんが、もどかしい状況がしばらく続きそうです。

社労士事務所アジュール 高龍弘

燃料カードの価格表【2024年4月分】

AMSカード ※共通利用可能

油種	ENEOS・Shell・COSMO
レギュラー	157.0円
ハイオク	167.0円
軽油	139.0円

【価格は税抜】

ENEOSビジネスカード

油種	ENEOS
レギュラー	159.0円
ハイオク	169.0円
軽油	133.0円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	COSMO	ENEOS	宇佐美
レギュラー	152.7~154.7円	154.5~156.5円	153.1~155.1円
ハイオク	162.7~164.7円	164.5~166.5円	163.1~165.1円
軽油	128.7~130.7円	133.0~135.0円	131.2~133.2円

【価格は税抜】

全国共通・燃料カード ※カードはメーカーごとに発行

油種	ENEOS ウイング	FLEX & TRUST カード (Shell)	TRUST & FLEX カード (出光)	エネクスフリート
レギュラー	152.0~154.0円	154.6~156.6円	155.2~157.2円	150.4~152.4円
ハイオク	162.0~164.0円	164.6~166.6円	165.2~167.2円	160.4~162.4円
軽油	126.9~128.9円	133.1~135.1円	128.4~130.4円	128.4~130.4円

【価格は税抜】